

被災3町への対口支援団体の決定について

平成30年9月13日(木)
総務省公務員部
(本部員会議資料)

9月11日(火)、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、厚真町、安平町、むかわ町に対し対口支援団体(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県)を決定しました。

被災町	対口支援団体
あつまちょう 厚真町	青森県、山形県、福島県
あびらちょう 安平町	岩手県、新潟県
むかわちょう むかわ町	宮城県、秋田県

今後、北海道及び道内市町村と連携を図り、各対口支援団体(区域内の市町村を含む)から応援職員を派遣いただく中で、3町を支援して参ります。

※ 「対口支援」について

大規模災害発生時に、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市(以下「対口支援団体」。)を決定し、対口支援団体から応援職員を派遣することを言う。

総務省では、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会等と協力して、大規模災害発生時における短期の応援職員派遣の仕組みである「被災市区町村応援職員確保システム」を構築。平成30年7月豪雨で初適用。

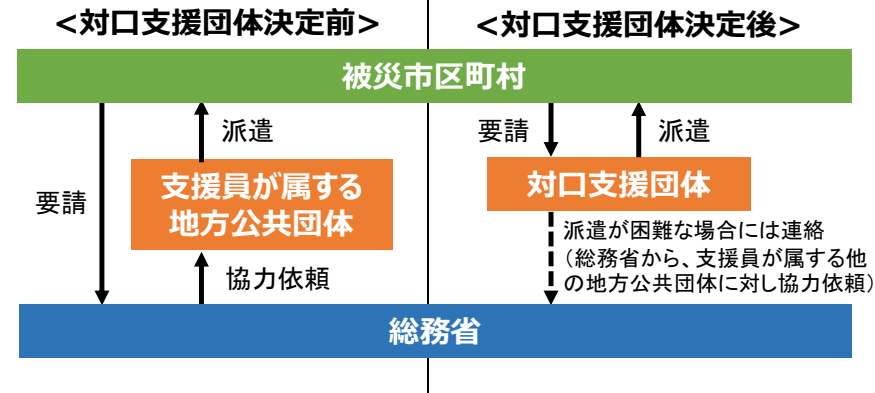
被災市区町村応援職員確保システムの運用について

システムに基づく応援職員の派遣の目的

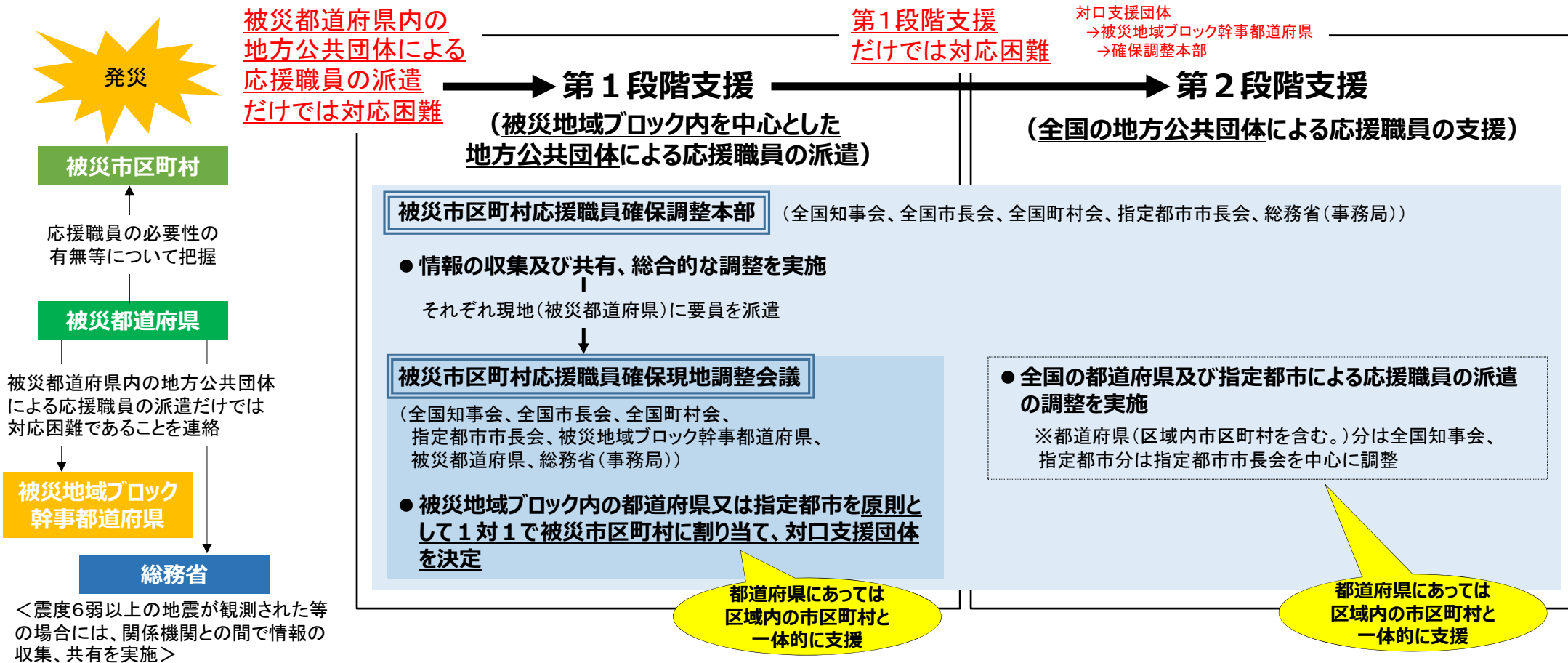
- ① 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
 - ② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援
- } 短期の派遣（※）

※ 復旧・復興事業を支援するための中長期の派遣については、全国市長会及び全国町村会の協力により構築された体制（総務省スキーム）等により応援職員を派遣（東日本大震災・熊本地震・九州北部豪雨）

② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「災害マネジメント総括支援員」の派遣）



① 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援



「災害マネジメント総括支援員」とは

- ① **役割** 被災市区町村の長への助言、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総合的に支援（被災市区町村の事情を十分尊重）

※ 「災害マネジメント」の内容

- ・ 災害対応のノウハウ
- ・ 推進体制の整備などの管理マネジメント
- ・ 総務省等との連絡・調整 など

② **求められる資質**

災害対応に関する知見

（災害対策の陣頭指揮の経験、派遣職員として災害マネジメントに関与 など）

さらに管理職の経験があることが必要

⇒ 総務省・消防庁で研修を実施

登録・派遣の仕組み

① **総務省への登録制**

都道府県・指定都市等の推薦を受け、名簿に登録 ⇒ メンバーシップの明確化

② **対口支援に伴い派遣**

対口支援に伴い、当該都道府県・指定都市が派遣することが基本

※ 必要な場合は、総務省のイニシアチブにより派遣

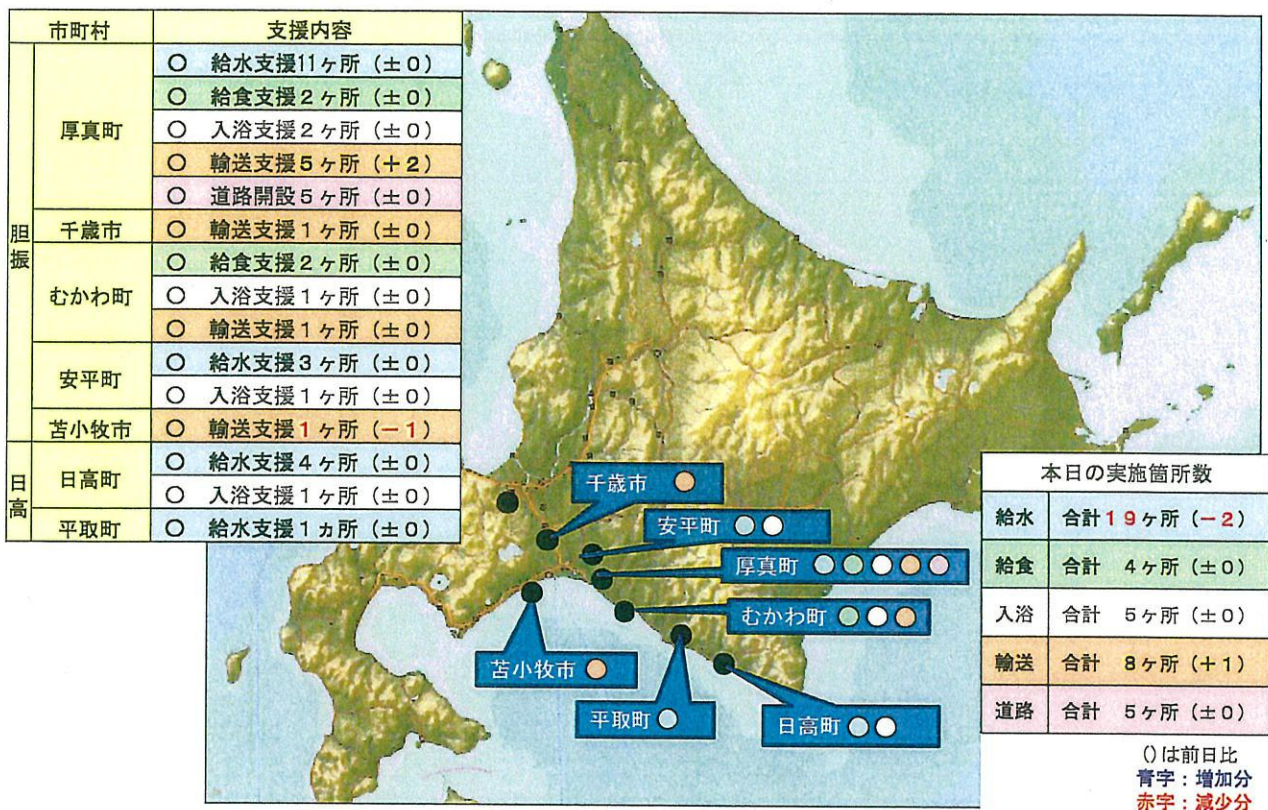
支援状況

H30.9.13

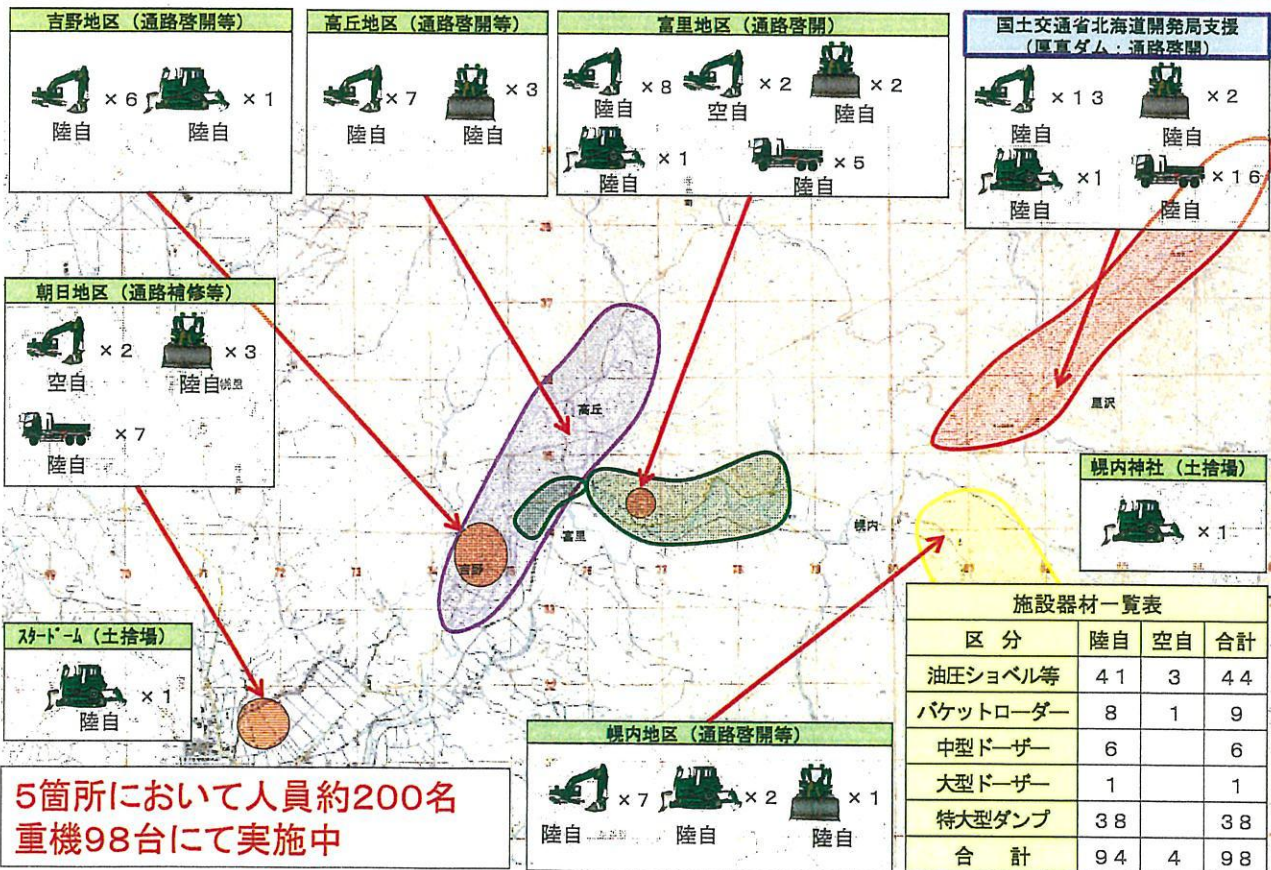
	担当県 (○：幹事県)	避難所運営			罹災証明業務
		避難所 避難者	アドバイス要員	運営支援要員	業務支援要員
厚真町	○青森県 山形県 福島県	7カ所 897人	○青森県1人 9月7日～9月24日 ○福島県2人 9月23日～9月30日 ○山形県1人 9月23日～9月30日	○青森県15人 9月13日～10月7日 ○秋田県12人 9月14日～9月20日 ○山形県15人 9月17日～23日	○福島県 9月15日～ 先遣隊5人 9月17日～ 15人
安平町	○岩手県 新潟県	7カ所 234人	○岩手県1人 9月7日～9月30日	○岩手県15人 9月14日～10月6日	○岩手県20人（調整中） 9月15日～ ○新潟県 9月14日～ 予備調査 9月16～29日 調査員20人、マネジメント2名
むかわ町	○秋田県 宮城県	8カ所 228人	○宮城県1人 9月7日～9月12日 9月23日～9月30日 ○秋田県1人 9月10日～9月24日	○秋田県（調整中）	○宮城県4人 9月14日～10月2日 ○秋田県（調整中）

1 自衛隊の活動状況【9月13日(木)】

30.9.13(木) 0000現在

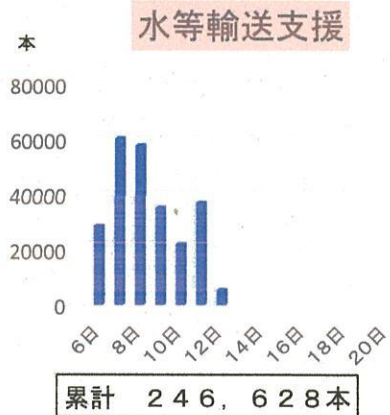
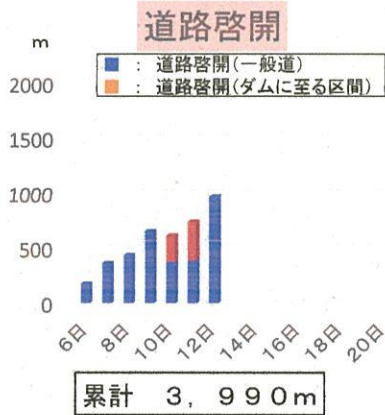
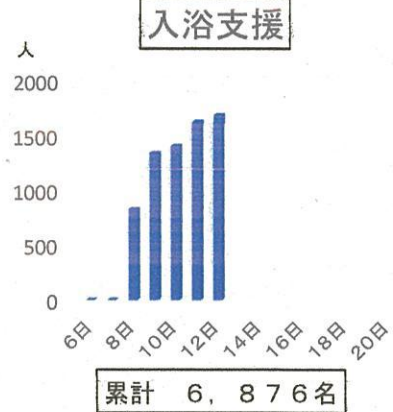
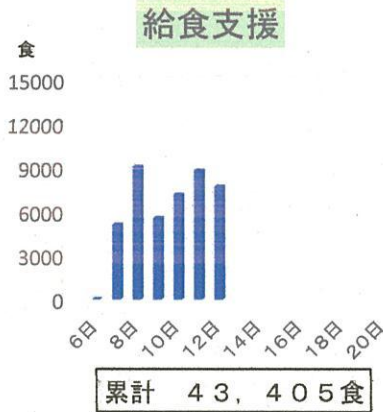
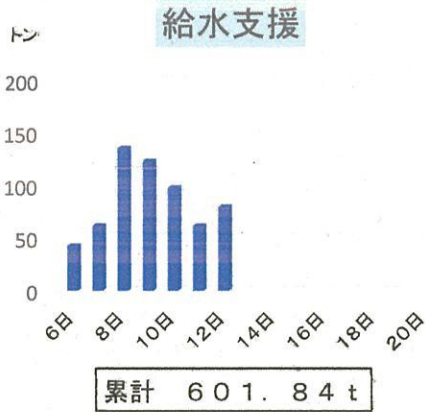


2 厚真町における道路啓開作業の状況【9月13日(木)】



3 日々の活動実績

(30. 9. 12 (水) 2400現在)



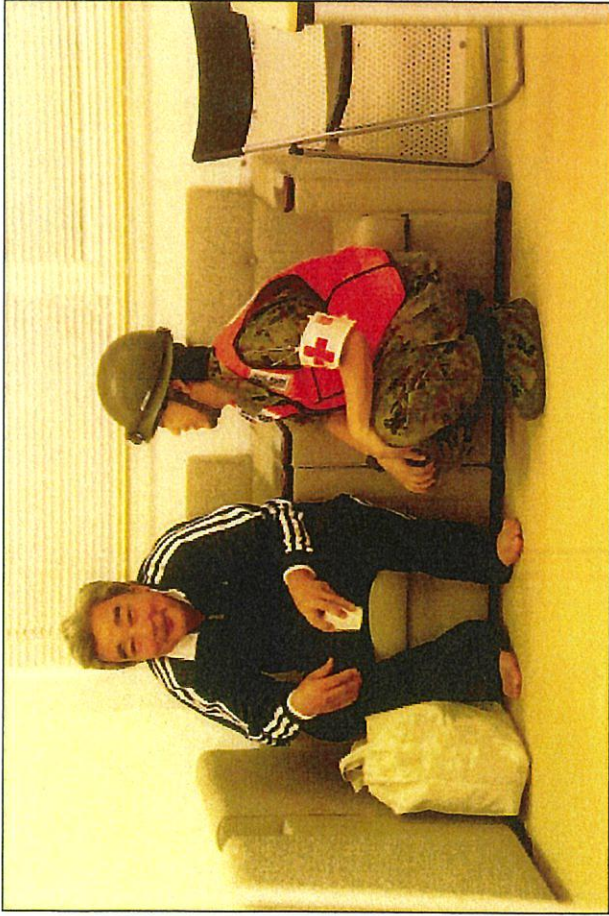
4 節電への取り組み

1 全般

災害派遣任務を続行する中、北海道所在の陸・海・空自衛隊で平常時に比して20%削減を目指し取り組み中です。 ※ 陸自：37コ駐分屯地、海自：4コ基地、空自：9コ基地等

2 節電への取り組み要領

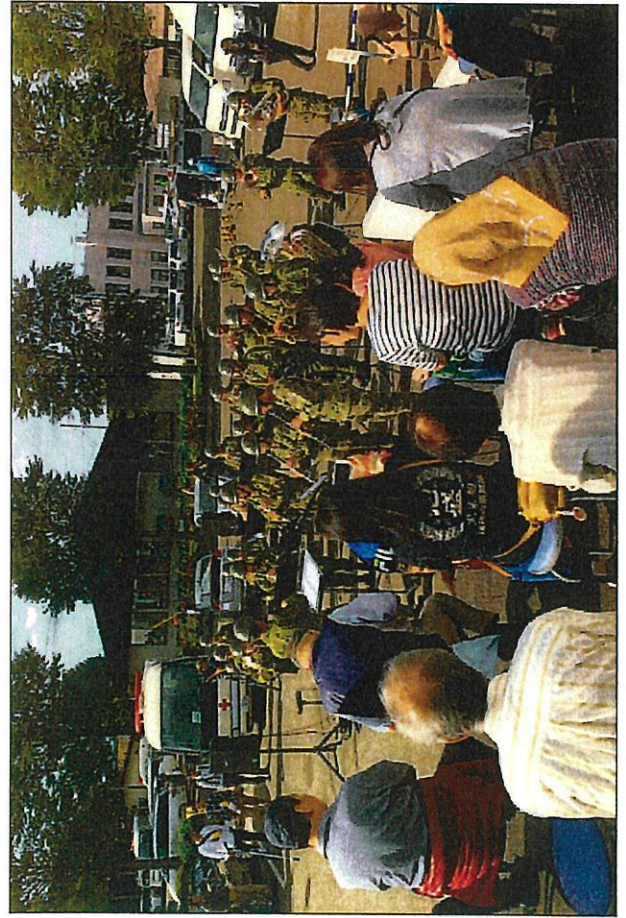
区分	具体的な取り組み
自家発電機等の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常用自家発電機の活用 ○ 発動発電機（宿营地給電用）の活用
動力電源に係る節電	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用していない会議室、事務室等の空調停止 ○ エレベーター稼働台数を制限
電灯設備に係る節電	<ul style="list-style-type: none"> ○ 照明の間引き ○ 未使用時の消灯 ○ LED照明の利用
OA機器等に係る節電	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未使用のOA機器等の電源のプラグを抜く ○ 昼休み等の長時間離席時のパソコンシャットダウン
防衛省特有の施設に係る節電	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武道館、体育館及び講堂における必要最低限の照明点灯 ○ あらゆる場所における不要な電気機器の使用停止



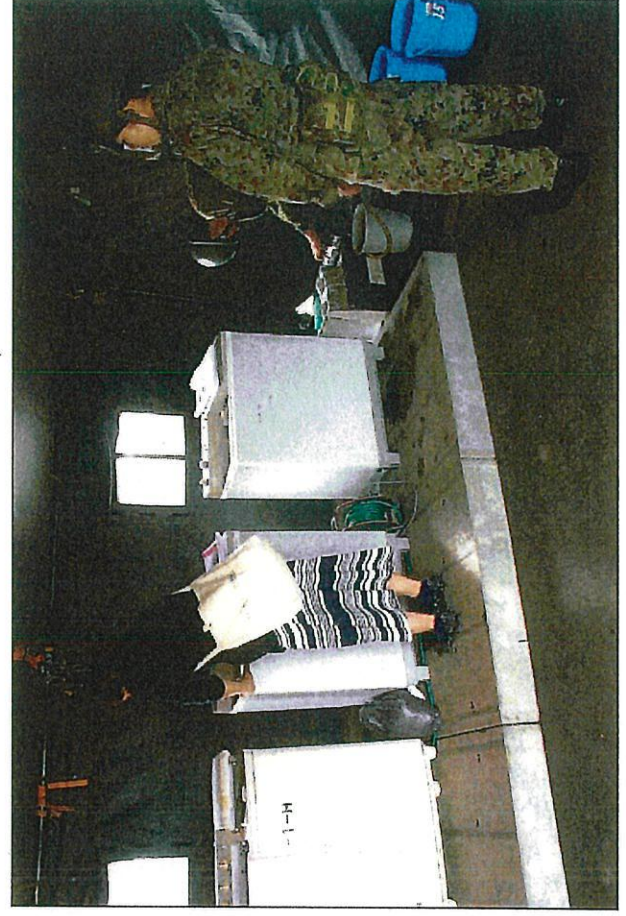
【女性看護師による健康相談】（早来町）



【即応予備自衛官による巡回ケア】（鶴川町）



【音楽隊による派遣演奏】（厚真町）



【入浴施設に併設して設置した洗濯所】（厚真町）

北海道総合通信局 災害対策用移動通信機器等の貸与等について

平成30年北海道胆振東部地震等に対応するため、北海道総合通信局では地方公共団体及びその関係者へ原則無料^{※1}で移動通信機器等の貸与等を行っています。

機材名	数量	貸与等 可能数 (※2)	貸与等 済数	貸与等先 (カッコ内は貸与等数)
移動電源車	2	1	1	厚真町(1)
衛星携帯電話	11	3	8	胆振東部消防組合(3)、 滝川市(1)、日高町(1)、 むかわ町(3)
MCA端末	35	30	5	安平町(5)
簡易無線機	25	6	19	北海道(4)、厚真町(10)、 むかわ町(5)
ラジオ	580	-	580	室蘭市(80)、登別市(50)、 日高町(50)、厚真町(400)
臨時災害放送局用設備	1	-	1	厚真町(1)

※1 貸与等及び使用に係る費用は原則無償です。返却に係る費用はご利用者様のご負担となります。

※2 現時点での数量です。貸与等の状況により変動します。

貸与等の出要請、お問い合わせ先は、以下のとおりです。

北海道総合通信局 防災対策推進室 Tel: 011-747-6451 (直通)